

償却資産申告について

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費(額)は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものです。

償却資産を持っている人は、1月1日現在の償却資産の状況を毎年1月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

また、申告するとき、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告(確定申告)における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもとに、それぞれ申告してください。

なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付していただきます。新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・固定資産税課へご連絡ください。

▼詳細は本庁・固定資産税課固定資産税係(内線111)から翌24年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2、700万円を超えるもの。

▼免除期間Ⅱ 固定資産税が最初に課税される年度を含む3年間。

▼申請期限Ⅱ 1月31日(※)まで。▼詳細は本庁・固定資産税課固定資産税係(内線1152)へお尋ねください。

●なお、企業誘致や地場産業の振興のための優遇制度(工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付)も設けています。▼詳細は本庁(別館)・商工観光課産業支援係(内線2557)へお尋ねください。

平成24年度の就学援助の申請を受け付けます

経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に、就学に必要な学用品などの経費の一部を援助します。

▼対象Ⅱ 市内の小・中学校に

建物の新・増改築や解体、用途変更には届け出が必要で

52)へお尋ねください。一般住宅や店舗、事務所、倉庫などの建物については、登記・未登記に関係なく、毎年1月1日時点で完成している「家屋」として、その所有者に次年度の固定資産税が課税されます。母屋などへの建て増しや、新たに建てられた小さな倉庫・小屋なども「家屋」となります。固定資産税の「家屋」とは次の3つの条件を満たしたものです。一般的に建物はほとんど該当します。

①基礎工事を行い土地に定着している(土地定着性)。
②屋根と3方向以上を壁で囲まれ、風雨をしのいで外界から分断された空間を持っている(外気分断性)。
③居住、作業、貯蔵などの用途に利用できる空間がある(用途性)。

建物を新築や増改築した場合は、まずは「ご連絡ください。身分証明書を持参した調査員が、事前に連絡をして調査に

うかがいます。

また、建物を解体したときは「解家届」、住居などから店舗や事務所などに用途を変更したときは「用途変更届」の提出が必要です。届け出がないと、解体前や用途変更前の内容で課税される場合があります。

▼詳細は、本庁・固定資産税課、牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課へお尋ねください。

事業者にかかる固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

▼対象Ⅱ 製造業・情報通信技術利用事業(コールセンター)・旅館業(下宿営業を除く)を行うための特別償却設備(家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置)を新・増設した事業者。▼適用基準Ⅱ 平成23年1月2

在学する児童・生徒の保護者で、生活保護を受けている人または次のいずれかに該当する人(ただし、所得の状況によっては対象とならない場合があります)。

①生活保護が廃止または停止となった人②市民税が非課税の人または減免を受けている人③個人事業税または固定資産税、国民健康保険税、国民年金保険料の減免などを受けている人④児童扶養手当を受給している人など。

▼申込期限Ⅱ ●在学生の保護者：各小・中学校が指定する日●長子が新小学1年生となる保護者：4月17日(※)。

▼申込方法Ⅱ 各小・中学校に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、同校へ提出してください。

▼天草市物品の購入契約などに係る指名競争入札見積参加者の登録について 平成24・25年度に、市役所(支所、小・中学校、市立病院な

ど出先機関を含む)で行われる物品の製造、修理または購入などの指名競争入札(見積り)参加資格者の登録・更新を行います。登録を希望する人は、期限までに申請書を提出してください。

▼受付期間Ⅱ 2月1日(※)から同29日(※)。

▼申請方法Ⅱ 本庁・契約検査課または牛深支所・総務振興課、その他の支所・総務市民課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、〒86318631市内東浜町8-11(郵送の場合は住所記載不要)天草市役所・契約検査課へ郵送または持参してください。なお、申請書は市のホームページからも取得できます。

▼詳細は本庁・契約検査課物品契約係(内線1242)へお尋ねください。

医師修学生を募集します

市では、将来、市の指定医療機関に勤務し、地域医療に貢献しようとする医学生を対象に、修学資金を貸与する制度を創設しました。そこで修学資金の貸与を希望する修学生を募集します。

◆対象=次のいずれにも該当する人。

●大学の医学部に入学する人または現在大学の医学部に在学している人●将来、指定医療機関において医師の業務に従事する意思がある人●ほかから勤務することを条件とした修学資金や、これと同等の資金の貸与を受けていない人。

◆貸与額=①入学料相当額…100万円を限度(入学年のみ)②授業料相当額…150万円(年額)を限度③生活費相当額…7万5千円(月

額)。

◆募集人数=2人程度。

◆貸与期間=貸与を決定した日の属する月から正規の大学を卒業する日の属する月まで。

※貸与を受けた期間に2年を加えた期間、指定医療機関に勤務するなど一定の要件を満たした場合は、修学資金の返還が免除されます。

◆募集開始=2月1日(※)から。

◆申込方法=申請書など必要書類を持参または郵送してください(後日、市のホームページなどでお知らせします)。

【問い合わせ先】本庁・健康増進課(天草中央保健福祉センター内)☎240620・FAX241631

お買い物には“マイバッグ”を！～レジ袋削減にご協力ください～

市レジ袋削減推進協議会では、平成23年10月1日からレジ袋削減に向けた取り組みを開始しました。

これは、ごみの減量や地球温暖化防止対策の一環として、事業者・市民・行政が協働に

より取り組んでいるもので、現在、無料配布中止の取り組みに9事業者、それ以外の取り組みに147事業者が参加しています。「お買い物には“マイバッグ”」を合言葉に、市民の皆さんのご協力をお願いします。

レジ袋削減に向けた取り組みへの新たな参加事業者

①レジ袋の無料配布中止の取り組み(レジ袋を必要な人には1枚3円で販売するなど)。

【本渡】イオン九州(株)イオン天草店(平成23年11月21日から)

※一部は1枚5円で販売。

②レジ袋の無料配布中止以外の取り組み(レジ袋辞退者へのポイント等の特典を付与するなど)。

【五和】総合交流ターミナル施設ユメール(平成23年10月24日から)

この運動の趣旨に賛同し、レジ袋の無料配布中止やマイバッグ運動に参加していただく事業者を募集しています。申し込み方法などについては、同協議会事務局(本庁・環境課内)へお問い合わせください。

【問い合わせ先】天草市レジ袋削減推進協議会事務局(本庁・環境課内〔内線1272〕)